○筑波大学学群学則

（平成１６年４月１日
法人規則第１０号）

改正　平成１６年法人規則第２４号
平成１６年法人規則第２７号
平成１７年法人規則第　２号
平成１７年法人規則第３６号
平成１７年法人規則第４７号
平成１７年法人規則第５１号
平成１７年法人規則第６５号
平成１８年法人規則第　４号
平成１９年法人規則第２７号
平成１９年法人規則第４３号
平成２０年法人規則第２４号
平成２１年法人規則第　１号
平成２１年法人規則第　５号
平成２１年法人規則第２９号
平成２１年法人規則第３２号
平成２２年法人規則第２４号
平成２３年法人規則第３８号
平成２３年法人規則第４７号
平成２３年法人規則第６１号
平成２４年法人規則第２９号
平成２４年法人規則第５６号
平成２５年法人規則第３６号
平成２６年法人規則第２４号
平成２７年法人規則第２４号
平成２８年法人規則第３４号
平成２９年法人規則第１４号
平成２９年法人規則第２１号
平成３０年法人規則第　６号
平成３０年法人規則第５２号
平成３１年法人規則第１１号
令和　元年法人規則第　７号
令和　２年法人規則第　６号
令和　２年法人規則第　７号
令和　２年法人規則第３３号
令和　２年法人規則第３９号
令和　２年法人規則第４７号
令和　３年法人規則第　２号
令和　３年法人規則第１８号
令和　４年法人規則第　５号
令和　４年法人規則第　６号
令和　５年法人規則第　５号
令和　６年法人規則第２２号

令和　６年法人規則第２３号
令和　６年法人規則第６１号
令和　７年法人規則第　３号
令和　７年法人規則第　４号
令和　７年法人規則第３５号

筑波大学学群学則

目次

第１章　総則（第１条・第１条の２）
第２章　学群・学類等の目的、修業年限及び在学年限並びに教育研究活動等状況の公表（第１条の３－第４条の２）
第３章　学年、学期及び休業日（第５条－第７条）
第４章　入学等（第８条－第２２条）
第５章　教育課程、履修方法等（第２３条－第３８条）
第６章　卒業及び学位授与（第３９条－第４１条）
第７章　授業料（第４２条－第４６条）
第８章　休学、転学、留学及び退学（第４７条－第５４条）
第９章　収容定員及び入学定員（第５５条）
第１０章　修学及び学生生活の支援等（第５６条－第５８条の２）
第１１章　賞罰（第５９条－第６４条）
第１２章　学生居住施設（第６５条－第６８条）
第１３章　科目等履修生等（第６９条－第７２条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この法人規則は、国立大学法人法（平成１５年法律第１１２号）第２条に規定する国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）が設置する筑波大学の学群及び総合学域群の修業年限、教育課程、収容定員その他学生の修学上必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第１条の２　この法人規則において「学群」とは、学士課程において教育課程を実施するために設置する学群、学類、グローバル教育院及びグローバル教育院に置く学位プログラム（学士課程の学位プログラムに限る。以下「学位プログラム」という。）をいう。ただし、第１条の３、第２条の２第１項、第１９条第４項、第２０条、第２１条第１項、第３０条第２号及び第５５条にあっては、学士課程において教育課程を実施するために設置する学群をいう。

第２章　学群・学類等の目的、修業年限及び在学年限並びに教育研究活動等状況の公表

（学群・学類・学位プログラム・総合学域群の目的）

第１条の３　学群又は学類ごとの人材の養成に関する目的その他教育研究上の目的（次項及び第４項において「人材養成目的」という。）は、学群長が部局細則で定める。

２　学位プログラムの人材養成目的は、法人細則で定める。

３　総合学域群の教育上の目的は、総合学域群長が部局細則で定める。

４　学群長が第１項の人材養成目的を定め、又は改廃する場合は、教育を担当する副学長の承認を得なければならない。
５　学群長が第１項の部局細則を定め、又は改廃する場合は、人文・文化学群、社会・国際学群、人間学群、生命環境学群、理工学群、情報学群及び医学群にあっては学類教育会議及び学群運営委員会、体育専門学群、芸術専門学群及び学際サイエンス・デザイン専門学群にあっては専門学群教育会議の議を経なければならない。
６　第２項の法人細則を定め、又は改廃する場合は、グローバル教育院会議の議を経なければならない。
７　総合学域群長が第３項の部局細則を定め、又は改廃する場合は、総合学域群運営委員会の議を経なければならない。
８　学群長又は総合学域群長は、第１項又は第３項の部局細則を定め、又は改廃した場合には、学長に報告しなければならない。
９　第２５条以下において、部局細則及び法人細則を定める場合は、前４項の規定を準用する。

（修業年限）
第２条　学群の修業年限は、４年とする。
２　前項の規定にかかわらず、医学群に置かれる学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第８７条第２項に定める医学を履修する課程（以下「医学類」という。）にあっては、６年とする。
３　前２項の修業年限には、総合学域群において修学した期間の全部又は一部を含むものとする。

（長期履修学生の修業年限）
第２条の２　学群において、学生が職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、法人細則で定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。
２　前項の規定により計画的な履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）に係る修業年限は、当該課程の在学年限を超えることができない。

（修業年限の通算）
第３条　前２条の規定にかかわらず、第１９条に規定する場合を除き、第２４条の２に規定する特別の課程の履修により筑波大学において一定の単位を修得した者及び第６９条に規定する科目等履修生として筑波大学において一定の単位を修得した者が筑波大学に入学する場合において、当該単位の修得により筑波大学の学群における教育課程の一部を履修したと認められるときは、学類教育会議、専門学群教育会議又は学位プログラム教育会議（以下「教育会議」という。）の議を経て、学群長又はグローバル教育院の教育院長（以下「グローバル教育院長」という。）（以下「学群長等」という。）が修得した単位数その他の事項を勘案して定める期間を前２条に定める修業年限に算入することができる。ただし、その期間は、同条に定める修業年限の２分の１を超えてはならない。

（在学年限）
第４条　学群の在学年限は、６年とする。
２　前項の規定にかかわらず、医学類の在学年限は、９年とする。
３　総合学域群の在学年限は、２年とする。
４　前３項の規定にかかわらず、総合学域群から移行した学生の移行後の在学年限は、第１項又は第２項の年数から、総合学域群の在学期間を差し引いた期間とする。

（教育研究活動等状況の公表）

第４条の２　筑波大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動等の状況を公表するものとする。

第３章　学年、学期及び休業日

（学年）

第５条　次条に規定する春学期及び秋学期の入学者に係る学年は、それぞれ次のとおりとする。

(1)　春学期の入学者　４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

(2)　秋学期の入学者　１０月１日に始まり、翌年９月３０日に終わる。

２　前項の規定にかかわらず、教育上必要な場合には、学長は、別に学年を定めることができる。

（学期）

第６条　学年を次の２学期に分けるものとし、それぞれの期間は、次のとおりとする。

(1)　春学期　４月１日から９月３０日まで

(2)　秋学期　１０月１日から翌年３月３１日まで

２　前項の規定にかかわらず、教育上必要な場合には、学長は、別に学期の期間を定めることができる。

（休業日）

第７条　休業日は、次のとおりとする。

(1)　日曜日

(2)　土曜日

(3)　国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日

(4)　開学記念日　１０月１日

(5)　春季休業　２月１日から４月４日まで

(6)　夏季休業　８月１日から９月３０日まで

(7)　冬季休業　１２月２７日から翌年１月６日まで

２　教育研究上必要な場合には、学長は、教育研究評議会の議を経て、前項の休業日を臨時に変更することができる。

３　教育研究上必要な場合には、学長は、教育研究評議会の議を経て、第１項に規定するもののほか、臨時の休業日を定めることができる。

４　前３項の規定にかかわらず、学際サイエンス・デザイン専門学群の休業日は、法人細則で定める。

第４章　入学等

（入学の時期）

第８条　入学の時期は、学年の始めとする。ただし、教育上支障がないときは、法人細則で定めるところにより、学期の始めとすることができる。

（入学資格）

第９条　筑波大学に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)　高等学校を卒業した者

(2)　中等教育学校を卒業した者

(3)　通常の課程による１２年の学校教育を修了した者

(4)　外国において、学校教育における１２年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科

学大臣の指定したもの
(5)　文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
(6)　学校教育法施行規則（昭和２２年文部省令第１１号）第１５０条第３号の規定により、文部科学大臣が別に指定する専修学校の高等課程（修業年限が３年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）を文部科学大臣が定める日以後に修了した者
(7)　学校教育法施行規則第１５０条第４号の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者として文部科学大臣が指定した者
(8)　高等学校卒業程度認定試験規則（平成１７年文部科学省令第１号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第２条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和２６年文部省令第１３号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
(9)　筑波大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、１８歳に達したもの

（入学者選抜に関する基本方針等）
第１０条　学長は、教育研究評議会の議を経て、入学者選抜に関する基本方針を定める。
２　学長は、毎年度、前項で定めた基本方針に基づき、入学者選抜の実施方法の概要を告示する。

（入学の出願）
第１１条　筑波大学への入学を志願する者（次項において「入学志願者」という。）は、入学願書に法人細則で定める書類を添えて、願い出なければならない。
２　入学志願者は、前項の出願に当たっては、別表第１に定める額の検定料を納付しなければならない。ただし、学長が特に定める場合は、この限りでない。

（入学者選抜）
第１２条　前条の出願をした者について、法人細則で定めるところにより、入学者選抜を行う。
２　入学者選抜の種類は、一般選抜、学校推薦型選抜、総合型選抜及びグローバル選抜とする。
３　入学者選抜の方法は、書類審査、学力試験、小論文、面接又は実技試験によるものとする。

（法人細則への委任）
第１３条　第８条から前条まで及び次条第１項に規定するもののほか、入学者選抜等に関し必要な事項は、法人細則で定める。

（特別な組織）
第１４条　第１０条各項に規定する入学者選抜に関する基本方針及び入学者選抜の実施方法の概要に基づき入学者選抜を円滑に行い、第２３条第３項に規定する学群の教育課程の編成方針に基づき適切な教育課程を編成し、並びに第５６条第２項に規定する学生の円滑な修学及び学生生活の支援並びに指導助言に関する基本方針に基づき必要な措置及び指導助言を効果的に行うため、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成１６年法人規則第１号）第３５条第１項に規定する特別な組織を置くものとする。
２　前項の特別な組織の組織及び運営については、法人規程で定める。

（入学手続及び入学許可）
第１５条　入学者選抜の結果に基づき合格の通知を受けた者であって筑波大学への入学を希望するものは、所定の期日までに法人細則で定める書類を提出するとともに、別表第１に定める額

の入学料を納付しなければならない。ただし、入学料の納付について学長が特に定める場合は、この限りでない。

２　学長は、前項の入学手続を完了した者（次条に規定する入学料の免除又は第１７条に規定する入学料の徴収猶予を申請している者を含む。）に入学を許可する。

３　納付された入学料は、返付しない。ただし、次条の規定により入学料を免除された場合には、免除の額に相当する額を返付することができる。

（入学料の免除）

第１６条　学長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、入学料の全部又は一部を免除することができる。

(1)　大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第８号）第８条第１項に規定する要件に該当する場合

(2)　大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第６号）第９条第３項に該当しない者（第４４条において「施行規則第９条第３項非該当者」という。）であって、入学前１年以内において、当該者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は当該者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納付が著しく困難であると認められる場合

(3)　その他学長が相当と認める事由があるものとして法人規程で定めるものに該当する場合

（入学料の徴収猶予）

第１７条　学長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、入学料の徴収を猶予することができる。

(1)　経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

(2)　入学前１年以内において、学資負担者が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに納付が困難であると認められる場合

(3)　その他学長が相当と認める事由があるものとして法人規程で定めるものに該当する場合

（法人規程への委任）

第１８条　前２条に規定するもののほか、入学料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、法人規程で定める。

（国費外国人留学生等の入学の特例）

第１８条の２　第１１条から第１３条まで及び第１５条から前条までの規定にかかわらず、国費外国人留学生制度実施要項（昭和２９年３月３１日文部大臣裁定）に基づく国費外国人留学生及び日韓共同理工系学部留学生事業実施要項（平成１２年８月１日文部省学術国際局長裁定）に基づく日韓共同理工系学部留学生（以下「国費外国人留学生等」という。）の入学については、別に定める。

（編入学、転入学及び再入学）

第１９条　次の各号のいずれかに該当する者が編入学（医学群に置かれる学類への編入学を除く。）を志願したときは、選考の上、相当年次に編入学を許可することができる。

(1)　大学（短期大学を除く。以下この号及び第３項において同じ。）を卒業した者又は大学に２年以上在学し、６２単位以上修得し退学した者

(2)　短期大学、高等専門学校、旧国立工業教員養成所又は旧国立養護教諭養成所を卒業した者

(3)　外国の大学又は短期大学を卒業した者

(4)　学校教育法第５８条の２又は第１３２条の規定に該当する者

(5)　学校教育法施行規則附則第７条の規定に該当する者
２　医学群に置かれる学類への編入学については、法人規程で定める。
３　他の大学（外国の大学を含む。）に現に２年以上在学し、６２単位以上修得している者が転入学を志願したときは、選考の上、相当年次に転入学を許可することができる。
４　筑波大学を卒業した者又は退学した者のうち筑波大学に１年以上在学したものが再入学を志願したときは、選考の上、相当年次に再入学を許可することができる。ただし、退学した者にあっては、希望する再入学日が退学の日の翌日から起算して２年を経過していない場合であって、退学時に所属していた学群、学類又は総合学域群（ただし、退学時に移行する学群又は学類が決定していた者にあっては当該学群又は学類とする。）に再入学を希望するときその他法人規則等で定める要件に該当するときに限る。
５　前各項に規定する編入学、転入学及び再入学に係る入学手続及び入学許可については、第１５条の規定を準用する。
６　第１項から第４項までに規定する編入学、転入学及び再入学に係る第１６条に規定する入学料の免除及び第１７条に規定する入学料の徴収猶予については、第１５条第１項の入学者選抜の結果に基づき合格の通知を受けた者であって筑波大学への入学を希望するものの例による。

（学群又は学類間の移籍）
第２０条　学生が現に所属する学群又は学類以外の学群又は学類に移籍を志願した場合は、選考の上、現に所属する学群又は学類及び移籍を志願する学群又は学類の学群長の許可を得て、当該学群又は学類の相当年次に移籍することができる。

（学類又は芸術専門学群への移行）
第２１条　総合学域群の学生であって、移行する学群（体育専門学群及び学際サイエンス・デザイン専門学群を除く。）が決定したものは、当該学群の学群長の許可を得て、学類又は芸術専門学群に移行するものとする。
２　前項に定めるもののほか、総合学域群の学生の学類又は芸術専門学群への移行に関し必要な事項は、法人細則で定める。

（編入学者等の既に履修した授業科目等の取扱い）
第２２条　第１９条の規定により入学を許可された学生及び第２０条の規定により移籍を許可された学生の既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱い並びに在学すべき年数及び在学年限については、教育会議の議を経て、学群長が決定する。

第５章　教育課程、履修方法等

（教育課程の編成方針）
第２３条　教育課程は、筑波大学及び学群、学類、グローバル教育院又は学位プログラム（以下「学群等」という。）の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設して、体系的に編成しなければならない。
２　教育課程の編成に当たっては、学群等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう配慮するものとする。
３　学長は、教育研究評議会の議を経て、学群の教育課程の編成方針を定めるものとする。

（教育課程の編成方法等）
第２４条　教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

２　授業科目の区分は、専門科目、専門基礎科目並びに共通科目及び関連科目からなる基礎科目とし、学群等が当該年度ごとに開設する授業科目の名称、単位数及び履修方法等については、別に定める。
３　授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技又はこれらの併用による多様な方法により実施するものとする。
４　授業は、教育会議の議を経て、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で実施することができる。
５　授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても同様とする。
６　授業の一部を、筑波大学の校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

（特別の課程の編成）
第２４条の２　学長は、必要があると認めたときは、学校教育法第１０５条の規定に基づく筑波大学の学生以外の者を対象とした特別の課程（次項において「特別の課程」という。）を編成するものとする。
２　前項に定めるもののほか、特別の課程の編成に関し必要な事項は、別に法人規則で定める。

（主専攻分野）
第２５条　学群長及びグローバル教育院長は、学生が重点的に履修すべき授業科目の範囲を定めた主専攻分野を置く。
２　前項の主専攻分野は、部局細則（学位プログラムにあっては法人細則。以下同じ。）で定めるものとする。

（主専攻及び副専攻）
第２５条の２　学生は、前条第１項の主専攻分野のうちから、入学した年次の終了時以降に主専攻を選択するものとする。ただし、入学した年次において主専攻が決定している者にあってはこの限りでない。
２　主専攻の決定は、部局細則で定めるところにより、学群長及びグローバル教育院長が行う。
３　学群長及びグローバル教育院長は、教育上有益と認めるときは、部局細則で定めるところにより、学群等の他の主専攻分野の一つを副専攻として学生に履修させることができる。

（教育職員の免許等に関する授業科目等）
第２６条　筑波大学は、第２４条の授業科目に加えて、次に掲げる授業科目を開設するものとする。
(1)　教育職員免許法（昭和２４年法律第１４７号）に定める教員の免許状で、別に示す種類及び教科の免許状の取得に必要な授業科目
(2)　社会教育法（昭和２４年法律第２０７号）に定める社会教育主事の資格の取得に必要な授業科目
(3)　図書館法（昭和２５年法律第１１８号）に定める司書の資格の取得に必要な授業科目
(4)　博物館法（昭和２６年法律第２８５号）に定める学芸員の資格の取得に必要な授業科目
(5)　学校図書館法（昭和２８年法律第１８５号）に定める司書教諭の資格の取得に必要な授業科目
２　前項の授業科目及びその履修方法については、別に定める。

第２７条　削　除

（部局細則への委任）
第２８条　この法人規則及びこれに基づく法人規程又は法人細則等に定めるもののほか、教育課程の編成及びその履修に必要な事項は、部局細則で定める。

（教育内容等の改善のための組織的な研修等）
第２８条の２　学群は、それぞれの教育課程における授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施しなければならない。
２　総合学域群は、修学支援及び学生生活支援の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施しなければならない。
３　学群及び総合学域群は、前２項の実施結果について、毎年度、教育を担当する副学長に報告しなければならない。

（社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制）
第２８条の３　筑波大学は、筑波大学及び学群等又は総合学域群の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの能力を発揮し、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施、厚生補導等を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

（成績評価基準等の明示等）
第２８条の４　学群長及びグローバル教育院長は、学生に対して、授業科目の方法及び内容並びに１年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。
２　学群長及びグローバル教育院長は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

（単位の授与に関する基本方針）
第２９条　学長は、教育研究評議会の議を経て、授業科目の単位の授与等に関する基本方針を定めるものとする。

（単位の計算方法）
第３０条　授業科目の単位の計算方法は、１単位の授業科目を４５時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第２４条第３項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね１５時間から４５時間までの範囲で別表第２に定める時間の授業をもって１単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、部局細則で定める時間の授業をもって１単位とすることができる。

（卒業論文、卒業研究等の授業科目の単位の取扱い）
第３１条　前条の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、学群長及びグローバル教育院長がこれらに必要な学修等を考慮して、部局細則で適当な数の単位を定めることができる。

（履修に関する基本方針等）
第３２条　学長は、教育研究評議会の議を経て、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するための履修に関する基本方針を定める。
２　学長は、毎年度、前項の基本方針に基づく履修に関する統一的な取扱いを告示する。

（履修科目の登録の上限）
第３３条　学群長、グローバル教育院長及び総合学域群長は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が１年間又は１学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を部局細則で定めるものとする。
２　学群長、グローバル教育院長及び総合学域群長は、部局細則で定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

（単位の授与）
第３４条　授業科目を履修した者には、試験その他の適切な方法（以下「試験等」という。）により学修の成果を評価して所定の単位を授与する。

（成績の評価）
第３５条　授業科目の成績は、次の各号のいずれかの評語を用いるものとする。
(1)　Ａ＋、Ａ、Ｂ、Ｃ又はＤ
(2)　Ｐ又はＦ
２　前項の評語のうち、Ａ＋、Ａ、Ｂ及びＣ並びにＰを合格とし、Ｄ及びＦを不合格とする。
３　第１項第２号に定める評語を用いて評価する授業科目については、部局細則で定めるものとする。ただし、学群を横断する授業科目については、教育上の必要性に応じ、教育を担当する副学長が別に定めることができる。
４　第１項に定める評語の評価基準は、別に定める。

（他大学等における授業科目の履修等の取扱い）
第３６条　学群長、グローバル教育院長及び総合学域群長は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学（以下「他大学等」という。）との協議に基づき、他大学等の授業科目の履修を許可した学生が当該他大学等において修得した単位を、法人細則で定めるところにより、筑波大学における授業科目の履修により修得したものとみなす。
２　前項の規定は、外国の大学又は短期大学（以下「外国の大学等」という。）が行う通信教育による授業科目を我が国において履修する場合について準用する。
３　学群長、グローバル教育院長及び総合学域群長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他法人細則で定める学修を、教育会議又は総合学域群運営委員会の議を経て、筑波大学における授業科目の履修とみなし、単位を授与することができる。
４　学群長及びグローバル教育院長は、前３項の規定により修得したものとみなし、又は授与した単位について、教育会議の議を経て、合わせて６０単位を限度として、卒業の要件となる単位として認めることができる。

（休学期間中の外国の大学等の修得単位の取扱い）
第３６条の２　学群長、グローバル教育院長及び総合学域群長は、教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に外国の大学等において修得した単位について、筑波大学において修得したものとみなし、認定することができる。
２　前項の規定により筑波大学において修得したものとみなすことのできる単位は、前条第４項の規定を準用する。

（入学前の既修得単位等の取扱い）

第３７条　学群長、グローバル教育院長及び総合学域群長は、教育上有益と認めるときは、学生が入学前に筑波大学又は他大学等において修得した単位その他法人細則で定める単位を、教育会議又は総合学域群運営委員会の議を経て、入学後の筑波大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

２　学群長、グローバル教育院長及び総合学域群長は、教育上有益と認めるときは、学生が入学前に行った第３６条第３項に規定する学修を、教育会議又は総合学域群運営委員会の議を経て、入学後の筑波大学における授業科目の履修とみなし、単位を授与することができる。

３　前２項の規定により修得したものとみなし、又は授与することができる単位については、第１９条に規定する編入学等の場合を除き、筑波大学において修得した単位以外のものについて、第３６条第１項から第３項まで及び前条第２項並びに第５１条第５項の規定により筑波大学における授業科目の履修により修得したものとみなす単位数と合わせて６０単位を超えないものとする。

（履修関係資料の提供）

第３８条　筑波大学は、学生が自己の学修目的に沿って体系的に授業科目を履修し、十分な学修成果をあげて円滑に卒業することに資するため、教育課程、履修方法、卒業要件等を一覧的に記した資料を作成して、これを学生に提供するものとする。

第６章　卒業及び学位授与

（卒業）

第３９条　学長は、筑波大学に４年以上（医学類にあっては６年以上）在学し、所属する学群等における部局細則又は法人細則に規定する卒業の要件として必要な授業科目を履修し、及びその単位を修得した学生について、人文・文化学群、社会・国際学群、人間学群、生命環境学群、理工学群、情報学群及び医学群にあっては学類教育会議及び学群運営委員会、体育専門学群、芸術専門学群及び学際サイエンス・デザイン専門学群にあっては専門学群教育会議、グローバル教育院にあっては学位プログラム教育会議及びグローバル教育院会議の議を経て、その卒業を認定する。

２　前項の部局細則で定める卒業の要件として必要な単位数は、１２４単位以上（医学類にあっては１９６単位以上）でなければならない。

３　第１項の規定により、部局細則を定めるに当たっては、卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第２４条第４項に定める授業の方法により修得する単位数は６０単位を超えないものとする。

（早期卒業）

第４０条　前条第１項の規定にかかわらず、学長は、筑波大学に３年以上在学した学生（医学類に在学する者を除き、学校教育法施行規則第１４９条の規定に該当する者を含む。）が、卒業の要件として同条第２項に定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合であって、かつ、当該学生が卒業を希望する場合には、人文・文化学群、社会・国際学群、人間学群、生命環境学群、理工学群、情報学群及び医学群にあっては学類教育会議及び学群運営委員会、体育専門学群、芸術専門学群及び学際サイエンス・デザイン専門学群にあっては専門学群教育会議、グローバル教育院にあっては学位プログラム教育会議及びグローバル教育院会議の議を経て、その卒業を認定することができる。

（学位授与）

第４１条　筑波大学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

２　前項の学位に付記する専攻分野の名称は、別表第３のとおりとする。
３　前２項に規定するもののほか、学位に関し必要な事項は、教育研究評議会の議を経て、法人規程で定める。

第７章　授業料

（授業料の納付）
第４２条　学生は、毎年度（学際サイエンス・デザイン専門学群の学生にあっては９月１日から翌年８月３１日までの１年の期間ごと）、別表第１に定める額の授業料を納付しなければならない。ただし、学生が国費外国人留学生等である場合又は学長が特に定める場合は、この限りでない。
２　前項に規定する授業料の納付は、各年度に係る授業料について２期に区分して行うものとし、それぞれの期において納付する額は、年額の２分の１に相当する額とする。
３　前項の規定にかかわらず、学際サイエンス・デザイン専門学群の学生に係る授業料の納付は、第１項本文に規定する期間に係る授業料について２期に区分して行うものとし、それぞれの期の区分及び納付する額は、次の表のとおりとする。

区分	マレーシア国籍を有する学生	マレーシア国籍を有する学生以外の学生
第１期（９月１日から翌年１月３１日まで）	１４，６３０リンギット	１５，８８０リンギット
第２期（２月１日から８月３１日まで）	２０，３７０リンギット	２２，１２０リンギット

４　第２項に規定する授業料の納付の時期は、第１期に係るものにあっては５月、第２期に係るものにあっては１１月とする。
５　第３項に規定する授業料の納付の時期は、第１期に係るものにあっては９月、第２期に係るものにあっては２月とする。
６　前２項の規定にかかわらず、学生が申し出た場合には、第１期に係る授業料を納付するときに、第２期に係る授業料を併せて納付することができる。
７　納付された授業料は、返付しない。ただし、第４４条の規定により授業料を免除された場合には、免除の額に相当する額を返付することができる。
８　前項本文の規定にかかわらず、第６項の規定により授業料を納付した学生の授業料の返付については、次のとおりとする。
(1)　第２期に係る授業料の納付の時期前に休学した場合には、当該授業料に相当する額を返付することができる。
(2)　第１期中に退学した場合には、第２期に係る授業料に相当する額を返付することができる。

（休学者の授業料）
第４３条　休学を許可され、又は命ぜられた学生については、法人規程で定めるところにより、休学した日の属する月又はその翌月から復学した日の属する月又はその前月までの授業料を免除することができる。

（授業料の免除）
第４４条　学長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、授業料の全部又は一部を免除することができる。
(1)　大学等における修学の支援に関する法律第８条第１項に規定する要件に該当する場合

(2)　施行規則第９条第３項非該当者であって、経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
(3)　施行規則第９条第３項非該当者であって、授業料の各期ごとの納付の時期前６月以内（新入学者に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前１年以内）において、学資負担者が死亡し、又は当該学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付が著しく困難であると認められる場合
(4)　その他学長が相当と認める事由があるものとして法人規程で定めるものに該当する場合
２　前項の規定にかかわらず、学際サイエンス・デザイン専門学群の学生に係る授業料の免除については、別に定める。

（授業料の徴収猶予）
第４５条　学長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、授業料の徴収を猶予することができる。
(1)　経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
(2)　行方不明の場合
(3)　学生又は学資負担者が災害を受け、納付が困難であると認められる場合
(4)　その他学長が相当と認める事由があるものとして法人規程で定めるものに該当する場合

（法人規程への委任）
第４６条　前３条に規定するもののほか、授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、法人規程で定める。

第８章　休学、転学、留学及び退学

（休学）
第４７条　疾病その他特別の理由により、引き続き２月以上修学することができない学生は、学群長等又は総合学域群長の許可を得て、休学することができる。
２　疾病のため修学することが適当でないと認められる学生については、法人細則で定めるところにより、学群長等又は総合学域群長が休学を命ずる。

（休学期間）
第４８条　前条により許可又は命ずることができる休学期間は、１年以内とする。ただし、特別の理由があると認められるときは、学群長等又は総合学域群長は、さらに１年を超えない範囲内で、休学期間の延長を許可又は命ずることができる。
２　休学期間は、通算して３年を超えることができない。
３　休学期間は、修業年限及び在学年限に算入しない。

（復学）
第４９条　休学期間中にその理由が消滅した学生は、学群長等又は総合学域群長の許可を得て、復学することができる。

（転学）
第５０条　他の大学へ入学又は転入学を志願しようとする学生は、学長の許可を受けなければならない。

（留学）

第５１条　学群長、グローバル教育院長及び総合学域群長は、教育上有益と認めるときは、外国の大学等との協議に基づき、学生が当該外国の大学等で学修することを目的とする留学を許可することができる。
２　前項の許可により留学できる期間（以下「留学期間」という。）は、１年以内とする。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、学群長等又は総合学域群長は、さらに１年を超えない範囲内で、留学期間の延長を許可することができる。
３　留学期間は、通算して２年を超えることができない。
４　留学期間は、第３９条第１項に定める在学期間に含めることができる。
５　外国の大学等へ留学し修得した単位の取扱いについては、第３６条第４項の規定を準用する。

（退学）
第５２条　退学しようとする学生は、学長の許可を受けなければならない。

（法人細則への委任）
第５３条　第４７条から前条までに規定するもののほか、休学、復学、転学、留学及び退学に関し必要な事項は、法人細則で定める。

（除籍）
第５４条　次の各号のいずれかに該当する学生は、学長が除籍する。
(1)　授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
(2)　在学年限を超えた者
(3)　年間１５単位以上（医学類にあってはこれに相当する単位又は授業科目の履修）を修得することができない者（特別の理由により、あらかじめ学群長等又は総合学域群長の許可を受けた者を除く。）
(4)　第４８条第１項及び第２項に規定する休学期間を超えて、なお修学できない者
(5)　入学料の免除又は徴収猶予を申請した者のうち、免除若しくは徴収猶予が不許可となった者若しくは半額免除が許可となった者で、所定の期日までに入学料を納付しないもの又は徴収猶予が許可となった者で、徴収猶予期間を超えて、なお入学料を納付しないもの
２　前項に規定するもののほか、除籍に関し必要な事項は、別に定める。

第９章　収容定員及び入学定員

（収容定員及び入学定員）
第５５条　学群又は学類ごとの収容定員及び入学定員は、別表第４のとおりとする。

第１０章　修学及び学生生活の支援等

（修学及び学生生活の支援並びにクラス）
第５６条　法人は、学生の円滑な修学及び学生生活を支援するために必要な措置を講じるとともに、必要な指導助言を行うことに努めなければならない。
２　学長は、教育研究評議会の議を経て、前項の学生の円滑な修学及び学生生活の支援並びに指導助言に関する基本方針を定める。
３　学長は、前項で定めた基本方針に基づき、学生の円滑な修学のための支援及び円滑な学生生活のための支援について、統一的な取扱いを告示するものとする。
４　学生の円滑な修学及び学生生活の支援並びに指導助言を行うため、クラスを設けるものとする。

５　前項のクラスに関し必要な事項は、教育研究評議会の議を経て、法人規程で定める。

（学生の活動）
第５７条　学生団体の設立、集会、掲示その他の学生の活動に関し必要な事項は、教育研究評議会の議を経て、法人規程で定める。

（学生の行為の制限）
第５８条　学生は、次に掲げる行為を行ってはならない。
(1)　試験等の適正な実施を妨げること。
(2)　法人の施設、設備及び環境を損なうこと。
(3)　この法人規則その他の法人の規則の規定に反すること。
(4)　秩序を乱し、その他学生の本分に反すること。

（学生証）
第５８条の２　学長は、学生が入学（編入学、転入学及び再入学を含む。）したとき、他の学群等へ移籍したとき又は学類若しくは芸術専門学群へ移行したときは、学生証を交付するものとする。
２　前項に規定するもののほか、学生証に関し必要な事項は、法人細則で定める。

第１１章　賞罰

（学生表彰）
第５９条　学長は、学生表彰を行うことができる。
２　学長が学生表彰を行う場合には、学生生活を担当する副学長の下に置かれる委員会において、その選考を行う。
３　学生表彰に関し必要な事項は、法人規程で定める。

（懲戒）
第６０条　学長は、この法人規則その他の法人の規則に違反した学生又は学生としての本分に反する行為をした学生を懲戒することができる。
２　前項の懲戒の種類は、懲戒退学、停学及び訓告とする。
３　学長が懲戒を行う場合には、第１項に定める事由に該当するか否かについて、学生生活を担当する副学長の下に置かれる委員会において、事実の調査及び確認を行うことを常例とする。
４　学長が懲戒を行った場合は、学籍簿にその旨を記載する。

（懲戒退学）
第６１条　懲戒退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行う。
(1)　性行不良で改善の見込みがない者
(2)　正当な理由がなくて出席常でない者
(3)　秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
２　学長は、懲戒退学を行う場合には、教育研究評議会の議を経るものとする。

（停学）
第６２条　停学の期間は、１年６月を超えない範囲で定めるものとする。
２　停学の期間は、在学年限に算入し、修業年限に算入しない。ただし、１月を超えないときは、修業年限に算入することができる。

３　学長は、停学を命じる場合には、教育研究評議会の議を経るものとする。

（訓告）
第６３条　学長は、訓告を行う場合には、教育研究評議会の議を経るものとする。

（法人規程への委任）
第６４条　第６０条から前条までに規定するもののほか、学生の懲戒に関し必要な事項は、教育研究評議会の議を経て、法人規程で定める。

第１２章　学生居住施設

（学生居住施設）
第６５条　法人は、学生の円滑な修学を支援するために、学生居住施設を設置する。
２　学生居住施設の管理及び運営に関し必要な事項は、法人規程で定める。

（寄宿料の納付）
第６６条　学生居住施設に居住する学生は、別表第１に定める額の寄宿料を納付しなければならない。
２　納付された寄宿料は、返付しない。ただし、次条の規定により寄宿料を免除された場合には、免除の額に相当する額を返付することができる。

（寄宿料の免除）
第６７条　学長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、寄宿料を免除することができる。
(1)　学生又は学資負担者が風水害等の災害を受け、納付が著しく困難であると認められる場合
(2)　その他学長が相当と認める事由があるものとして法人規程で定めるものに該当する場合

（法人規程への委任）
第６８条　前２条に規定するもののほか、寄宿料の納付及び免除に関し必要な事項は、法人規程で定める。

第１３章　科目等履修生等

（科目等履修生）
第６９条　学長は、筑波大学において一又は複数の授業科目を履修することを志願した者を、選考の上、科目等履修生とすることができる。
２　科目等履修生が授業科目を履修した場合には、試験等により学修の成果を評価して所定の単位を授与する。
３　前２項に規定するもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、教育研究評議会の議を経て、法人細則で定める。

（研究生）
第７０条　学長は、筑波大学において特定の専門事項について研究することを志願した者を、選考の上、研究生とすることができる。
２　前項に規定するもののほか、研究生に関し必要な事項は、教育研究評議会の議を経て、法人細則で定める。

（特別聴講学生）
第７１条　学長は、他大学等又は外国の大学等との協議に基づき、それらの学生であって、筑波大学において授業科目を履修することを志願したものを、法人細則で定めるところにより、特別聴講学生とすることができる。
２　前項に規定するもののほか、特別聴講学生に関し必要な事項は、教育研究評議会の議を経て、法人細則で定める。

（日本語研修生）
第７１条の２　学長は、外国人留学生等日本語研修コースの日本語予備教育コースを受講する者を、日本語研修生とすることができる。
２　前項に規定するもののほか、日本語研修生に関し必要な事項は、教育研究評議会の議を経て、部局細則で定める。

（科目等履修生等の授業料等）
第７２条　第６９条第１項又は第７０条第１項の規定により、科目等履修生又は研究生となることを志願する者は、出願のときに法人規程で定める額の検定料を納付しなければならない。ただし、法人規程で定める場合は、この限りでない。
２　第６９条第１項又は第７０条第１項の選考に合格した者が科目等履修生又は研究生となることを希望するときは、入学手続のときに、法人規程で定める額の入学料及び授業料を納付しなければならない。ただし、法人規程で定める場合は、この限りでない。
３　第７１条第１項の規定により、特別聴講学生となることを志願する者は、入学手続のときに、法人規程で定める額の授業料を納付しなければならない。ただし、法人規程で定める場合は、この限りでない。
４　前３項に規定するもののほか、科目等履修生、研究生及び特別聴講学生の検定料、入学料及び授業料に関し必要な事項は、法人規程で定める。

附　則
１　この法人規則は、平成１６年４月１日から施行する。
２　国立大学法人法附則第１７条の規定により国立大学法人の成立の際、図書館情報大学に在学する学生は、当該大学を卒業するため必要であった教育課程の履修を、筑波大学において行うものとし、筑波大学は、そのため必要な教育を行うものとする。
３　図書館情報大学を卒業するため必要であった教育課程の履修その他当該学生の教育に関し必要な事項は、法人細則で定める。
４　第１９条第４項に規定する筑波大学には、図書館情報大学を含むものとする。

附　則（平１６．４．１５法人規則２４号）
この法人規則は、平成１６年４月１５日から施行する。

附　則（平１６．４．２２法人規則２７号）
この法人規則は、平成１６年４月２２日から施行する。

附　則（平１７．２．２４法人規則２号）
この法人規則は、平成１７年２月２４日から施行する。

附　則（平１７．３．２４法人規則３６号）
この法人規則は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則（平１７．７．２１法人規則４７号）

この法人規則は、平成１７年７月２１日から施行する。

附　則（平１７．９．２９法人規則５１号）

１　この法人規則は、平成１７年９月２９日から施行する。

２　この法人規則の施行の際現に学生証の交付を受けている者については、この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学学群学則第５８条の２第１項の規定により交付を受けたものとみなす。

附　則（平１７．１２．２２法人規則６５号）

この法人規則は、平成１７年１２月２２日から施行する。

附　則（平１８．２．２３法人規則４号）

１　この法人規則は、平成１８年２月２３日から施行する。

２　この法人規則の施行の際現に存するクラスについては、この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学学群学則の規定により設けられたものとみなす。

附　則（平１９．３．２２法人規則２７号）

１　この法人規則は、平成１９年４月１日から施行する。

２　平成１９年度、平成２０年度、平成２１年度、平成２２年度及び平成２３年度の第一学群、第二学群、第三学群、医学専門学群及び図書館情報専門学群の学生定員は、この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学学群学則（以下「新学則」という。）別表第４の規定にかかわらず次のとおりとする。

⑴　第一学群

年　　度	収容定員	入学定員
平成１９年度	１，２２０人	※　１０人
平成２０年度	８２０	※　１０
平成２１年度	４１０	０

⑵　第二学群

年　　度	収容定員	入学定員
平成１９年度	１，３４０人	※　１０人
平成２０年度	９００	※　１０
平成２１年度	４５０	０

⑶　第三学群

年　　度	収容定員	入学定員
平成１９年度	１，６１０人	※　１０人
平成２０年度	１，０８０	※　１０
平成２１年度	５４０	０

⑷　医学専門学群

年　　度	収容定員	入学定員
平成１９年度	８４７人	※　１３人 ○　５人
平成２０年度	６４０	※　１３
平成２１年度	４２０	０

平成２２年度	２００	０
平成２３年度	１００	０

⑸　図書館情報専門学群

年　　度	収容定員	入学定員
平成１９年度	５１０人	※　３０人
平成２０年度	３６０	※　３０
平成２１年度	１８０	０

備考　１　※印を冠するものは、第３年次編入学定員である。
　　２　○印を冠するものは、第２年次編入学定員である。

３　第一学群、第二学群、第三学群、医学専門学群及び図書館情報専門学群が存続する間、当該学群を卒業した者に授与する学位については、新学則別表第３の規定にかかわらず、なお従前の例による。

４　医学専門学群に置かれる学類（医学類を除く。）が存続する間、当該学類の専門科目、専門基礎科目及び関連科目については、新学則別表第２の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平１９．６．２８法人規則４３号）

この法人規則は、平成１９年６月２８日から施行する。

附　則（平２０．３．２７法人規則２４号）

この法人規則は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則（平２１．１．１５法人規則１号）

この法人規則は、平成２１年１月１５日から施行し、改正後の筑波大学学群学則の規定は、平成２０年４月１日から適用する。

附　則（平２１．２．２６法人規則５号）

１　この法人規則は、平成２１年４月１日から施行する。

２　改正後の第６２条の規定は、この法人規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に懲戒該当事由があった学生に対し懲戒を行う場合について適用し、施行日前に懲戒該当事由があった学生に対し懲戒を行う場合については、なお従前の例による。

附　則（平２１．３．１９法人規則２９号）

１　この法人規則は、平成２１年４月１日から施行する。

２　平成２１年度の医学群医学類の収容定員等は、改正後の別表第４の規定にかかわらず、次のとおりとする。

年　　度	収容定員	入学定員
平成２１年度	３０３人	１０３人 ○　５人

備考　○印を冠するものは、第２年次編入学定員である。

附　則（平２１．４．１法人規則３２号）

この法人規則は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則（平２２．３．２５法人規則２４号）

１　この法人規則は、平成２２年４月１日から施行する。
２　平成２２年度の医学群医学類の収容定員等は、改正後の別表第４の規定にかかわらず、次のとおりとする。

年　　度	収容定員	入学定員
平成２２年度	４１３人	１０５人 ○　５人

備考　○印を冠するものは、第２年次編入学定員である。

附　則（平２３．３．２４法人規則３８号）
１　この法人規則は、平成２３年４月１日から施行する。
２　平成２３年度の医学群医学類の収容定員等は、改正後の別表第４の規定にかかわらず、次のとおりとする。

年度	収容定員	入学定員
平成２３年度	５２６人	１０８人 ○　５人

備考　○印を冠するものは、第２年次編入学定員である。

附　則（平２３．７．２８法人規則４７号）
この法人規則は、平成２３年７月２８日から施行し、改正後の筑波大学学群学則の規定は、平成２３年４月１日から適用する。

附　則（平２３．９．２９法人規則６１号）
この法人規則は、平成２３年１０月１日から施行する。

附　則（平２４．３．２９法人規則２９号）
１　この法人規則は、平成２４年４月１日から施行する。
２　平成２４年度の医学群医学類の収容定員等は、改正後の別表４の規定にかかわらず、次のとおりとする。

年度	収容定員	入学定員
平成２４年度	６４１人	１１０人 ○　５人

備考　○印を冠するものは、第２年次編入学定員である。

附　則（平２４．７．２６法人規則５６号）
この法人規則は、平成２４年７月２６日から施行し、改正後の筑波大学学群学則の規定は、平成２４年４月１日から適用する。

附　則（平２５．３．２８法人規則３６号）
１　この法人規則は、平成２５年４月１日から施行する。
２　平成２５年度の医学群医学類の収容定員等は、改正後の別表４の規定にかかわらず、次のとおりとする。

年度	収容定員	入学定員
平成２５年度	６５８人	１１２人 ○　５人

備考　○印を冠するものは、第２年次編入学定員である。

附　則（平２６．３．２７法人規則２４号）

１　この法人規則は、平成２６年４月１日から施行する。

２　平成２６年度の医学群医学類の収容定員等は、改正後の別表４の規定にかかわらず、次のとおりとする。

年度	収容定員	入学定員
平成２６年度	６８４人	１２１人 ○　　５人

備考　○印を冠するものは、第２年次編入学定員である。

附　則（平２７．３．２６法人規則２４号）

１　この法人規則は、平成２７年４月１日から施行する。

２　平成２７年度の医学群医学類の収容定員等は、改正後の別表４の規定にかかわらず、次のとおりとする。

年度	収容定員	入学定員
平成２７年度	７０８人	１２７人 ○　　５人

備考　○印を冠するものは、第２年次編入学定員である。

附　則（平２８．３．２４法人規則３４号）

１　この法人規則は、平成２８年４月１日から施行する。

２　平成２８年度及び平成２９年度の医学群医学類の収容定員等は、改正後の別表第４の規定にかかわらず、次のとおりとする。

年度	収容定員	入学定員
平成２８年度	７３８人	１３５人 ○　　５人
平成２９年度	７６５人	１３５人 ○　　５人

備考　○印を冠するものは、第２年次編入学定員である。

附　則（平２９．３．２３法人規則１４号）

１　この法人規則は、平成２９年４月１日から施行する。

２　平成２８年度の入居に当たり、平成２９年４月以降も同一居室又は同一タイプの学生宿舎に継続して入居することが許可されたものの寄宿料の額は、改正後の別表第１の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

単身用寄宿料（月額）					世帯用寄宿料（月額）			
一般			追越 25～27 号棟	春日 3号棟	一の矢 17～19 号棟	一の矢 36･37 号棟	春日 3号棟	
未改修 棟	改修棟						夫婦室	家族室
	春日地 区以外	春日地区						
6,700 円	8,000 円		24,200 円	10,400 円	21,000 円	23,000 円	18,400 円	26,900 円

附　則（平２９．６．２２法人規則２１号）

１　この法人規則は、平成２９年９月１日から施行する。

２　平成２８年度の入居に当たり、平成２９年４月以降も同一居室又は同一タイプの学生宿舎に継続して入居することが許可されたものの寄宿料の額は、改正後の別表第１の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

<table>
<tr><th colspan="5">単身用寄宿料（月額）</th><th colspan="4">世帯用寄宿料（月額）</th></tr>
<tr><th colspan="3">一般</th><th rowspan="3">追越
25～27号
棟</th><th rowspan="3">春日
3号棟</th><th rowspan="3">一の矢
17～19
号棟</th><th rowspan="3">一の矢
36･37
号棟</th><th colspan="2">春日
3号棟</th></tr>
<tr><th rowspan="2">未改修棟</th><th colspan="2">改修棟</th><th rowspan="2">夫婦室</th><th rowspan="2">家族室</th></tr>
<tr><th>春日地区
以外</th><th>春日地区</th></tr>
<tr><td>13,530
円</td><td>14,830
円</td><td>15,035
円</td><td>30,680
円</td><td>14,051
円</td><td>27,696
円</td><td>27,525
円</td><td>23,877
円</td><td>32,377
円</td></tr>
</table>

附　則（平３０．２．２２法人規則６号）

１　この法人規則は、平成３０年４月１日から施行する。

２　平成３０年度及び平成３１年度の医学群医学類の収容定員等は、改正後の別表第４の規定にかかわらず、次のとおりとする。

年度	収容定員	入学定員
平成３０年度	７９０人	１３５人 ○　　５人
平成３１年度	８１３人	１３５人 ○　　５人

備考　○印を冠するものは、第２年次編入学定員である。

附　則（平３０．１２．２０法人規則５２号）

この法人規則は、平成３０年１２月２０日から施行し、この法人規則による改正後の筑波大学学群学則の規定は、同年４月１日から適用する。

附　則（平３１．２．２８法人規則１１号）

１　この法人規則は、平成３１年４月１日から施行する。ただし、この法人規則による改正後の筑波大学学群学則（以下「新規則」という。）第２条の２、第３条及び別表第１の規定は、平成３２年４月１日から施行する。

２　この法人規則の施行の日前に筑波大学に入学している者に係る別表第２の規定の適用については、新規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（令元．７．２５法人規則７号）

この法人規則は、令和元年８月１日から施行する。

附　則（令２．２．２７法人規則６号）

この法人規則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令２．２．２７法人規則７号）

１　この法人規則は、令和２年４月１日から施行する。

２　令和２年度及び令和３年度の医学群医学類の収容定員等は、別表第４の規定にかかわらず、次のとおりとする。

年度	収容定員	入学定員
令和２年度	８２６人	１３４人 ○　　５人
令和３年度	８３３人	１３４人 ○　　５人

備考　○印を冠するものは、第２年次編入学定員である。

附　則（令２．３．２６法人規則３３号）

この法人規則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令２．６．１８法人規則３９号）

この法人規則は、令和２年７月１日から施行する。

附　則（令２．１０．２２法人規則４７号）

この法人規則は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令３．２．２５法人規則２号）

この法人規則は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令３．６．２４法人規則１８号）

この法人規則は、令和３年７月１日から施行する。

附　則（令４．２．２４法人規則５号）

この法人規則は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令４．２．２４法人規則６号）

１　この法人規則は、令和４年４月１日から施行する。

２　令和４年度の医学群医学類の収容定員等は、別表第４の規定にかかわらず、次のとおりとする。

年度	収容定員	入学定員
令和４年度	８３２人	１３４人 ○　　５人

備考　○印を冠するものは、第２年次編入学定員である。

附　則（令５．２．１６法人規則５号）

１　この法人規則は、令和５年４月１日から施行する。

２　令和５年度の医学群医学類の収容定員等は、別表第４の規定にかかわらず、次のとおりとする。

年度	収容定員	入学定員
令和５年度	８３１人	１３４人 ○　　５人

備考　○印を冠するものは、第２年次編入学定員である。

附　則（令６．２．２２法人規則２２号）

この法人規則は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令６．２．２２法人規則２３号）

１　この法人規則は、令和６年４月１日から施行する。

２　令和６年度の医学群医学類の収容定員等は、別表第４の規定にかかわらず、次のとおりとする。

年度	収容定員	入学定員
令和６年度	８３０人	１３４人 ○　　５人

備考　○印を冠するものは、第２年次編入学定員である。

附　則（令６．５．３０法人規則６１号）

１　この法人規則は、令和６年９月１日から施行する。

２　令和６年９月１日から令和９年８月３１日までの期間に係る学際サイエンス・デザイン専門学群の収容定員は、この法人規則による改正後の別表第４の規定にかかわらず、次のとおりとする。

期間	収容定員
令和６年９月１日から令和７年８月３１日まで	４０人
令和７年９月１日から令和８年８月３１日まで	８０人
令和８年９月１日から令和９年８月３１日まで	１２０人

附　則（令７．２．２７法人規則３号）

１　この法人規則は、令和７年４月１日から施行する。

２　令和７年度から令和９年度までの理工学群工学システム学類並びに情報学群情報科学類及び情報メディア創成学類の収容定員は、この法人規則による改正後の筑波大学学群学則別表第４の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1)　理工学群工学システム学類

年度	収容定員
令和７年度	５３３人
令和８年度	５４６人
令和９年度	５５４人

(2)　情報学群情報科学類

年度	収容定員
令和７年度	３５０人
令和８年度	３６０人
令和９年度	３６６人

(3)　情報学群情報メディア創成学類

年度	収容定員
令和７年度	２２８人
令和８年度	２３６人
令和９年度	２４０人

附　則（令７．２．２７法人規則４号）

１　この法人規則は、令和７年４月１日から施行する。

２　令和７年度から令和１２年度までの医学群医学類の収容定員等は、別表第４の規定にかかわらず、次のとおりとする。

年度	収容定員	入学定員
令和７年度	８２９人	１３４人 ○　５人
令和８年度	７９３人	９８人 ○　５人
令和９年度	７５７人	９８人 ○　５人
令和１０年度	７２１人	９８人 ○　５人
令和１１年度	６８５人	９８人 ○　５人
令和１２年度	６４９人	９８人 ○　５人

備考　○印を冠するものは、第２年次編入学定員である。

附　則（令７．６．２６法人規則３５号）

この法人規則は、令和７年６月２６日から施行する。

別表第１（第１１条、第１５条、第４２条、第６６条関係）

（検定料、入学料、授業料）

ア　学群（学際サイエンス・デザイン専門学群を除く。）及び総合学域群に係るもの

検定料	入学料	授業料（年額）
１７，０００円	２８２，０００円	５３５，８００円

備考

１　入学者選抜において、二段階選抜（出願書類等による選抜を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜を行うものをいう。次項において同じ。）を実施する場合の検定料の額については、第一段階目の選抜にあっては４，０００円とし、第二段階目の選抜にあっては１３，０００円とする。

２　上表の規定にかかわらず、転入学、編入学又は再入学に係る検定料の額は、３０，０００円とする。ただし、二段階選抜を実施する場合の検定料の額については、第一段階目の選抜にあっては７，０００円とし、第二段階目の選抜にあっては２３，０００円とする。

３　上表の規定にかかわらず、長期履修学生に係る授業料の年額は、当該履修を認められた期間（以下「長期履修期間」という。）に限り、上表に規定する授業料の年額に当該課程の修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期履修期間の年数で除した額（その額に１０円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）とする。

イ　学際サイエンス・デザイン専門学群に係るもの

検定料	入学料	授業料（年額）	
		マレーシア国籍を有する学生	マレーシア国籍を有する学生以外の学生
１００リンギット	――――	３５，０００リンギット	３８，０００リンギット

備考

１　転入学、編入学又は再入学に係る検定料の額は、上表に規定する検定料の額とする。

２　上表の規定にかかわらず、長期履修学生に係る授業料の年額は、当該長期履修期間に限り、上表に規定する授業料の年額に当該課程の修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期履修期間の年数で除した額（その額に１リンギット未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）とする。

（寄宿料）

単身用寄宿料（月額）							
一般			追越 25～27 号棟	追越 27 号棟（新）	追越 28 号棟	一の矢 10～16 号棟	春日 3 号棟
未改修棟	改修棟						
	春日地区以外	春日地区					
15,380 円	19,410 円	19,615 円	31,170 円	25,955 円	27,900 円	23,670 円	23,711 円

世帯用寄宿料（月額）			
一の矢 17～19 号棟	一の矢 36・37 号棟	春日３号棟	
		夫婦室	家族室
33,826 円	29,785 円	29,177 円	33,417 円

短期留学・ショートステイ用寄宿料（月額）			
一の矢 6・8 号棟	一の矢 31～33 号棟	一の矢 34・35 号棟	一の矢 38 号棟
23,800 円	44,000 円	36,100 円	30,600 円

グローバルヴィレッジ寄宿料（月額）
35,800 円

備考

1　上表において単身用宿舎（一般）の「改修棟」とは、春日地区以外にあっては追越 18～21 号棟、平砂 1･3～7 号棟及び一の矢 1～5･7･22～24 号棟を、春日地区にあっては春日 1･2 号棟をいう。

2　上表において単身用宿舎の「追越 27 号棟（新）」とは、追越 27 号棟の居室のうち 109～115 号室、209～215 号室、309～315 号室及び 409～415 号室をいう。

3　月の途中で入居又は退去した場合におけるその月分の寄宿料は、原則として、暦日数による日割りにより計算した額とする。なお、日割りにより計算した金額に、１円未満の端数が生じた場合は、当該端数金額を切り捨てして算出した金額とする。

別表第２（第３０条関係）

授業科目の区分	内　　容	１単位当たりの授業時間
１　専門科目	当該専門分野のうちで、重点的に履修を深める分野に係る科目	講義　15 時間 演習　15 時間 実験、実習及び実技 30 時間
２　専門基礎科目	専門科目の履修のための基礎となる当該専門分野に係る科目	
３　基礎科目		
（１）　共通科目		
総合科目	学修環境に適応し、自律的にキャリア形成を始めることを支援する科目。さらに、学問のあり方や自身との関わりについて、幅広く多様な視点から考えることにより、専門分野へ進むための確かな知的基盤を整える科目	講義　15 時間 演習　15 時間 実習　30 時間
体育	生涯スポーツの導入を図るとともに、スポーツ技能の習得、健康管理及び体力増進を目的とする科目	講義　15 時間 演習　15 時間 実技　30 時間
外国語	英語 「一般学術目的の英語（English for General Academic Purposes,EGAP)」の運用能力向上を図りながら、世界共通語としての英語（English as a Lingua Franca, ELF）を実践的に学ぶためのカリキュラムとなっている。これにより、国内外の学術研究及び実践的な場面での英語運用能力を養う科目 初修外国語 学群の専門教育とも連携しながら、卒業時までに世界の様々な地域の文化的・社会的多様性に対する理解を育み、複眼的視点からの思考力を身に付けることを目指して、それにふさわしい基礎としての教養と言語技能を養う科目 日本語 外国人留学生及び帰国生徒等を対象とし、大学の講義・演習に必要な力を実践的に学ぶために、読解、聴解、作文、演習別に言語技能を養う科目	演習　15 時間
情報	情報科学に関する基礎的な能力の養成を目的とする科目	講義　15 時間 演習　15 時間
国語	母語（日本語）への認識を深め、正確に表現する能力の養成を目的とする科目	講義　15 時間
芸術	芸術を鑑賞する力を培い、自ら制作することを学ぶ科目	講義　15 時間 演習　15 時間 実技　30 時間
（２）　関連科目		講義　15 時間 演習　15 時間 実験、実習及び実技 30 時間

備考

１　上表の規定にかかわらず、医学群看護学類及び医学群医療科学類が開設する専門科目、専門基礎科目及び関連科目に係る演習並びに実験、実習及び実技の１単位当たりの授業時間は、次に掲げるとおりとする。

(1)　医学群看護学類及び医学群医療科学類が開設する専門科目、専門基礎科目及び関連科目に係る演習　30 時間

(2)　医学群看護学類が開設する専門科目、専門基礎科目及び関連科目に係る実験、実習及び実技　45 時間

2　上表の規定にかかわらず、専門科目、専門基礎科目及び関連科目に係る実験、実習及び実技の１単位当たりの授業時間は、教育上特に必要と認められる場合には、45 時間とすることができる。

3　上表及び上記２の規定にかかわらず、学群長及びグローバル教育院長が、必要と認める場合には、部局細則で定める時間の授業をもって１単位とすることができる。

別表第３（第４１条関係）

学群等	学士の学位及び専攻分野の名称
人文・文化学群	学士（人文学）、学士（比較文化）、学士（文学）又は学士（日本語教育）
社会・国際学群	学士（社会学）、学士（法学）、学士（政治学）、学士（経済学）、学士（国際関係学）、学士（国際開発学）又は学士（国際社会科学）
人間学群	学士（教育学）、学士（心理学）、学士（障害科学）、学士（特別支援教育学）又は学士（社会福祉学）
生命環境学群	学士（理学）、学士（生物資源学）又は学士（農学）
理工学群	学士（理学）、学士（工学）又は学士（社会工学）
情報学群	学士（情報科学）、学士（情報工学）、学士（情報メディア科学）又は学士（図書館情報学）
医学群	学士（医学）、学士（看護学）、学士（ヘルスケア）、学士（医療科学）又は学士（国際医療科学）
体育専門学群	学士（体育学）
芸術専門学群	学士（芸術学）
学際サイエンス・デザイン専門学群	学士（学術）
グローバル教育院	学士（学術）

別表第４（第５５条関係）

学群	学類	収容定員（人）	入学定員（人）
人文・文化学群	人文学類	480	120
	比較文化学類	320	80
	日本語・日本文化学類	160	40
社会・国際学群	社会学類	340	80 ※ 10
	国際総合学類	320	80
人間学群	教育学類	140	＊ 35
	心理学類	200	50
	障害科学類	140	35
生命環境学群	生物学類	320	80
	生物資源学類	500	120 ※ 10
	地球学類	200	50
理工学群	数学類	160	40
	物理学類	240	60
	化学類	200	50
	応用理工学類	500	120 ※ 10
	工学システム学類	562	138 ※ 5
	社会工学類	480	120
情報学群	情報科学類	372	86 ※ 14
	情報メディア創成学類	244	54 ※ 14
	知識情報・図書館学類	420	100 ※ 10
医学群	医学類	613	98 ○ 5
	看護学類	300	70 ※ 10
	医療科学類	154	37 ※ 3
体育専門学群		960	240
芸術専門学群		400	100
学際サイエンス・デザイン専門学群		160	40
合　　計		8,885	2,123 ※ 86 ○ 5

備考

1　※印を冠するものは、第３年次編入学定員である。

2　○印を冠するものは、第２年次編入学定員である。

3　＊印を冠するものは、初等教育学コース(15 人）を含む。

４　学位プログラム及び総合学域群は、収容定員・入学定員を持たない。